

東京都北区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

26北福障第4505号

平成27年2月3日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年3月10日付17福保子医第854号）に規定する小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は北区内に住所を有する、同表「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾病医療費助成事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による用具の給付の対象とはならない者とする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて東京都北区長（以下「区長」という。）に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があった場合は、必要に応じて当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書（別記第2号様式）を作成するものとする。

3 前項の規定による実地調査は、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することもできるものとする。

(給付の決定)

第4条 区長は、前条の申請内容を審査の上、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 区長は、用具の給付を行うことを決定した場合は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（別記第3号様式）及び小児慢性特定疾病児童等

日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（別記第4号様式）を当該申請者に交付するものとする。

- 3 区長は、用具の給付を行わないことを決定した場合は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具不給付決定通知書（別記第5号様式）を申請者に交付するものとする。
- 4 用具の給付は、原則として一世帯当たり別表1に掲げる用具の種目（別表1に掲げる紫外線カットクリーム、ストーマ装具、人工鼻を除く。）について1件までとする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 5 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付を行った日から別表1の耐用年数欄に規定する期間を経過する日まで、給付対象外とする。ただし、修理不能等により用具の使用が困難になった場合は、この限りでない。

（用具の給付）

第5条 区長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。
- 3 診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。
- 4 用具の付属品のみを給付することはできない。ただし、用具を使用するためにその付属品がないと当該用具が機能しない場合においてのみ、当該用具とともに付属品を給付することができるものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 用具の給付を受けた者（以下「受給者」という。）の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）は、その収入に応じて、用具の給付に要する費用の一部又は全額を負担するものとする。

- 2 前項の規定により扶養義務者が負担する額の基準は利用者負担基準額表（別表2）に定める額とする。ただし、給付を受けた用具の費用が利用者負担基準月額に満たない場合は、当該用具の費用を負担するものとする。
- 3 複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。
- 4 扶養義務者は、給付を受けた用具の費用が別表1に掲げる基準額を超える場合は、前項の利用者負担基準月額に加えて、当該用具の費用と基準額との差額を負担するものとする。
- 5 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項に定める額を支払うものとする。

(費用の請求)

第7条 区長は、用具を給付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前条の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

2 前項による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 受給者は、用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 受給者が前項に違反した場合には、区長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第9条 区長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年2月29日区長決裁27北福障第4710号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年2月22日区長決裁28北福障第4492号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年2月20日区長決裁29北福障第5182号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年2月25日区長決裁30北福障第5124号)

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。ただし、別表2の備考の5については、平成30年10月1日から適用する。

付 則 (令和元年12月6日区長決裁31北福障第4216号)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

付 則（令和2年2月19日区長決裁31北福障第5039号）
この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

付 則（令和2年10月14日区長決裁2北福障第3359号）
この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和2年11月13日区長決裁2北福障第3684号）
この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

付 則（令和4年7月4日区長決裁4北福障第2250号）
この要綱は、令和4年4月1日から適用する。ただし、別表2の備考2（2）ウⅢについては、令和3年7月1日から適用する。

付 則（令和5年10月27日区長決裁5北福障第3662号）
この要綱は、令和5年10月27日から施行する。

付 則（令和7年7月10日区長決裁7北福障第2263号）
この要綱は、令和7年4月1日から適用する。